

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 8 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(転任の方法)</p> <p>第 8 条 職員の転任は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前 2 号の方法によって職員を補充することが困難で公務に支障を来すおそれがある場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、次の区分による転任をさせることができる。</p> <p><u>ア 吏員の区分を異にする転任</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>(選考の基準)</p> <p>第 18 条 選考の基準は、職務の級、<u>吏員</u>、警察官の階級又は組織上の名称を用いる職等に応じ、法令、条例、規則その他の規定に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が必要と認める知識、知能、技能、経歴等を有することとし、昇任の場合については、更に勤務成績が良好であることを含むものとする。</p>	<p>(転任の方法)</p> <p>第 8 条 職員の転任は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前 2 号の方法によって職員を補充することが困難で公務に支障を来すおそれがある場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、次の区分による転任をさせることができる。</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p>(選考の基準)</p> <p>第 18 条 選考の基準は、職務の級、警察官の階級又は組織上の名称を用いる職等に応じ、法令、条例、規則その他の規定に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が必要と認める知識、知能、技能、経歴等を有することとし、昇任の場合については、更に勤務成績が良好であることを含むものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。